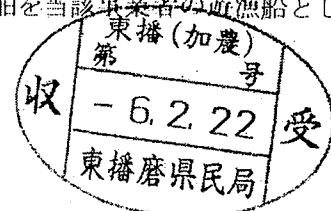


登録番号	*兵庫県 2026	氏名又は名称	魚谷 英二
作成日	/ /	変更日	1: 4/10/17 2: 5/7/18 3: 6/2/16

別表4 (全 1枚の 1枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船の 名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		遊漁船の使用状況 (該当に○)					
		遊漁船の記載状況 (該当に○)			通信設備 の状況 (該当に○)		
		船舶の所有状況 (該当に○)					
		遊漁船の連絡方法 (無線の形式と周波数等)					
	明石丸	*HG2-3771	6.5ト	13.86m	* 24人	◎ 船釣り 磯渡し ○ 筏渡し ○ 防波堤渡し ○ その他 ()	
		() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		(○) 単独記載・() 重複記載		(○) 無線			
		(○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶		(○) 他の設備 () 設備無し			
		携帯電話 080-3032-4174					
	明石丸	*HG2-7015	10ト	12.25m	* 18人	◎ 船釣り 磯渡し 筏渡し 防波堤渡し ○ その他 ()	
		() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		(○) 単独記載・() 重複記載		(○) 無線			
		() 自己所有船舶・(○) 他者所有船舶		(○) 他の設備 () 設備無し			
		携帯電話 080-3032-4174					
	明石丸	HG2-5530	17ト	14.9m	* 36人	◎ 船釣り ○ 磯渡し ○ 筏渡し ○ 防波堤渡し ○ その他 ()	
		() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		(○) 単独記載・() 重複記載		(○) 無線			
		() 自己所有船舶・(○) 他者所有船舶		(○) 他の設備 () 設備無し			
		携帯電話 080-3032-4174					
			ト	m	*人	() 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 ()	
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		() 単独記載・() 重複記載		() 無線			
		() 自己所有船舶・() 他者所有船舶		() 他の設備 () 設備無し			
		携帯電話					
重複記載している 場合の事由		() 多客期にチャーターするため () その他 ()					

注) 重複記載とは、他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているものをいいます。



登録番号	*兵庫県 2026	氏名又は名称	*魚谷 英二
作成日	* / /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 出航中止基準及び帰航基準

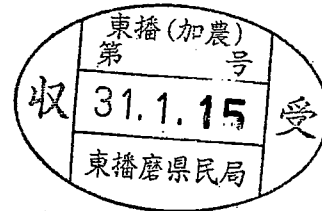
出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)					
	(○) 単独の判断	() 団体による判断				
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <p>* (○) 海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令中</p> <p>(○) 出航地の波高 <input type="text" value="3"/> m</p> <p>() 出航地の風速 <input type="text"/> m</p> <p>() 出航地の視程 <input type="text"/> m</p> <p>* (○) 事業者が危険と判断したとき</p> <p>() その他 ()</p>	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 <input type="text" value="*"/></p> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>*</td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>	代表者	*	連絡先	*
代表者	*					
連絡先	*					
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <p>* (○) 海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令</p> <p>* (○) 利用者に急病人やケガ人が出たとき</p> <p>(○) 漁場における波高 <input type="text" value="3"/> m</p> <p>() 漁場における風速 <input type="text"/> m</p> <p>() 漁場における視程 <input type="text"/> m</p> <p>* (○) 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</p> <p>() その他 ()</p>					

登録番号	*兵庫県	2026	氏名又は名称	*魚谷 英二
作成日	*	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	*大阪湾北部	*垂水港
	*大阪湾西部	*岩屋港
	*播磨灘	*別府港
	*鹿之瀬	*富島港
	*友ヶ島水道	*由良港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

磯等（磯、筏、防波堤等）渡しの業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法	(○) 携帯電話 () 利用者に渡した発煙筒 () その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員以上の利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	*



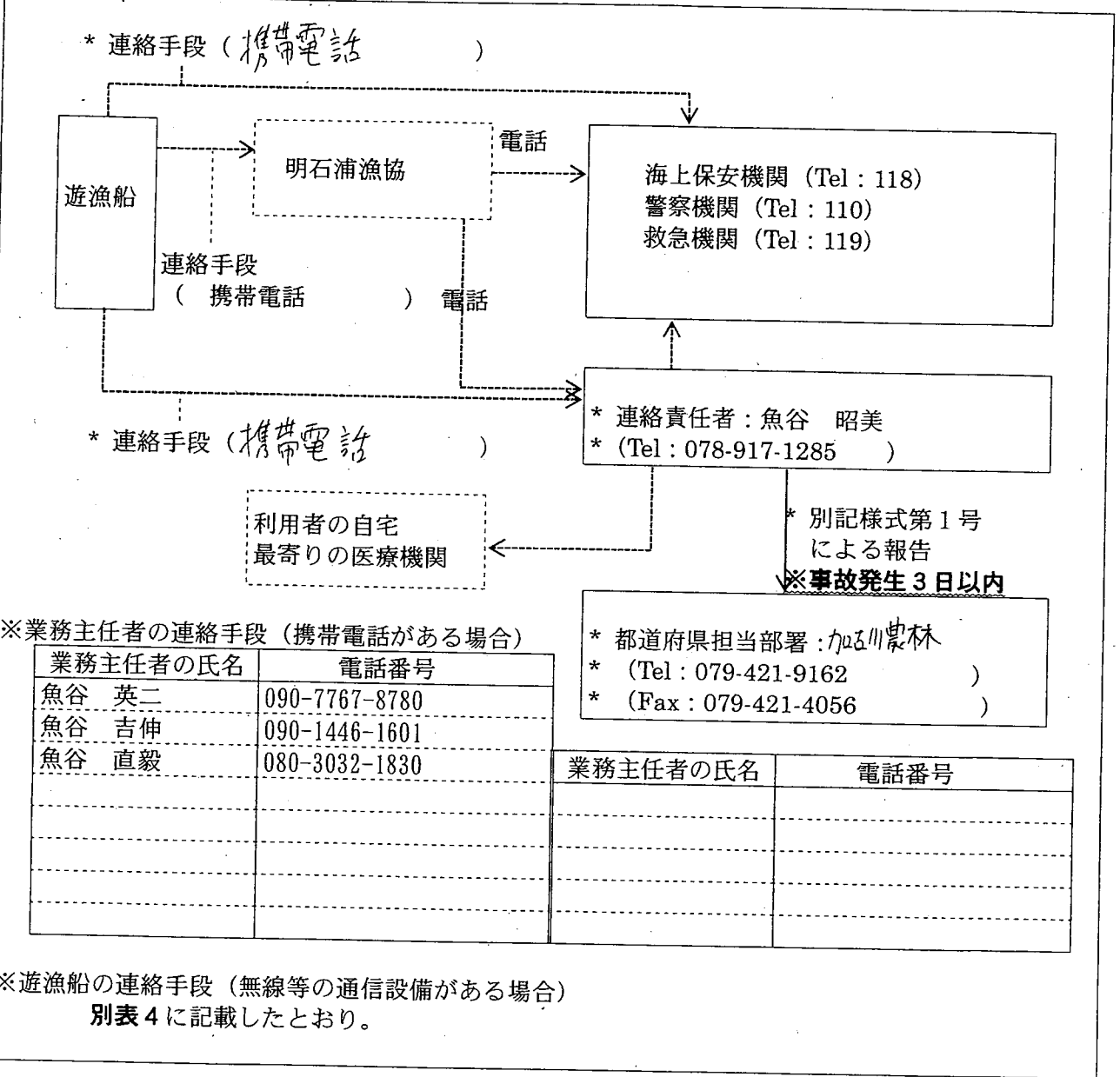
登録番号	* 兵庫県 2026	氏名又は名称	* 魚谷 英二
作成日	* / /	変更日	1: 30 / 12 / 22 2: / / 3: / /

別表 8. 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。</p> <p>() 遊漁船の乗船前に書面を配布する。</p>	<p>一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> * (○) 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * (○) 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * (○) 航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること * (○) 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * (○) 救命胴衣及び救命浮環の保管場所及び使用方法 * (○) 落水者の船上への引揚げを補助する (はしご) の保管場所及び使用方法 * (○) 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等 (船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの) を着用すること () その他 () <p>磯等渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * () 磯等渡し及び磯等の上においては救命胴衣等を着用すること * () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 () その他 ()
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> () その他 () <p>磯等渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * () 磯等からの帰航時間 * () 磯等で天候が急変した場合における避難場所 () その他 ()

登録番号	*兵庫県 2026	氏名又は名称	*魚谷 英二		
作成日	15.9.09	1:4/10/17	2: 5/7/18	3: / /	

別表 10 事故発生時の連絡方法



登録番号	*兵庫県	2026	氏名又は名称	*魚谷 英二
作成日	*	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 11 法第 15 条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面で配布をする。
周知する内容	案内する漁場に係る下記の事項であって、 ① 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法に基づく省令（瀬戸内海漁業取締規則等） ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき届出されたもの。） ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき認定を受けたもの。） 利用者の採捕に係る ア) 漁具及び漁法（撒き餌、釣り餌の制限を含む。）の制限 イ) 水産動植物の大きさの制限 ウ) 採捕禁止となっている水産動植物の種類 について周知します。
利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項 (該当に○)	* (○) 都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 * (○) 法に基づいて周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 * (○) 法に基づいて周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 () その他 ()

※ 「周知する内容」のうち、該当しない部分は2本線（＝）で消したうえ、捺印すること